

令和6年度指名停止の運用状況一覧表

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注機関	要領適用条項
			自	至	月数 (日数)			
1	日本ゼネラルフード株式会社	名古屋市中区	R6.5.24	R6.12.23	7か月	当該業者が公正取引委員会から名古屋市が発注する中学校スクールランチ調理等業務の入札において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年5月22日に排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。	—	要領第4条第1項(別表第3-1)
2	株式会社魚国総本社	大阪府大阪市中央区	R6.5.24	R7.7.23	14か月	当該業者が公正取引委員会から名古屋市が発注する中学校スクールランチ調理等業務の入札において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年5月22日に排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。	—	要領第4条第1項(別表第3-1)
3	メーキュー株式会社	名古屋市守山区	R6.5.24	R7.7.23	14か月	当該業者が公正取引委員会から名古屋市が発注する中学校スクールランチ調理等業務の入札において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年5月22日に排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。	—	要領第4条第1項(別表第3-1)
4	株式会社ミツオ	名古屋市熱田区	R6.5.24	R7.7.23	14か月	当該業者が公正取引委員会から名古屋市が発注する中学校スクールランチ調理等業務の入札において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年5月22日に排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。	—	要領第4条第1項(別表第3-1)
5	株式会社松浦商店	名古屋市中村区	R6.5.24	R6.12.23	7か月	当該業者が公正取引委員会から名古屋市が発注する中学校スクールランチ調理等業務の入札において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年5月22日に排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。	—	要領第4条第1項(別表第3-1)

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注機関	要領適用条項
			自	至	月数 (日数)			
6	葉隠勇進株式会社	東京都港区	R6.5.24	R6.12.23	7か月	当該業者が公正取引委員会から名古屋市が発注する中学校スクールランチ調理等業務の入札において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年5月22日に排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。	—	要領第4条第1項(別表第3-1)
7	コンパスグループ・ジャパン株式会社	東京都中央区	R6.5.24	R6.12.23	7か月	当該業者が公正取引委員会から名古屋市が発注する中学校スクールランチ調理等業務の入札において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年5月22日に違反事実の認定を受けたため。	—	要領第4条第1項(別表第3-1)
8	東武トップツアーズ株式会社	東京都墨田区	R6.6.4	R6.12.3	6か月	当該業者が公正取引委員会から青森市が発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務の入札において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年5月30日に排除措置命令を受けたため。	—	要領第4条第1項(別表第3-1)
9	名鉄観光サービス株式会社	名古屋市中村区	R6.6.4	R7.6.3	12か月	当該業者が公正取引委員会から青森市が発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務の入札において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年5月30日に排除措置命令を受けたため。	—	要領第4条第1項(別表第3-1)
10	株式会社JTB	東京都品川区	R6.6.4	R7.6.3	12か月	当該業者が公正取引委員会から青森市が発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務の入札において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年5月30日に排除措置命令を受けたため。	—	要領第4条第1項(別表第3-1)

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注機関	要領適用条項
			自	至	月数 (日数)			
11	近畿日本ツーリスト株式会社	東京都新宿区	R6.6.4	R6.12.3	6か月	当該業者が公正取引委員会から青森市が発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務の入札において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年5月30日に違反事実の認定を受けたため。	—	要領第4条第1項(別表第3-1)
12	合同会社LIFIX	神奈川県綾瀬市	R6.6.29	※	—	当該業者について、雇用保険の適用事業所となった届出状況を確認したところ、雇用保険の届出状況が確認できず、令和6年4月16日に追加調査実施の依頼文を送付したが、回答がなかった。その後、再三にわたり督促したにも関わらず追加調査に応じなかったため。	—	要領第4条第1項(別表第4-2)

※ 調査に協力し、雇用保険の届出状況が確認できる日まで